令和９年１月

農事組合法人に係る所得金額の計算書　記載の手引き

福 井 県

地方税法７２条の４第３項の規定により、一定の農事組合法人が行う農業および農業に付随する事業については、法人事業税が非課税とされています。その具体的な取扱いについては、以下のとおりですので、確定申告書および修正申告書には、必ず下記２の資料を添付してください。（所得金額が欠損の場合でも添付が必要です）

１　非課税制度の概要

(1) 農業が非課税となる農事組合法人について

農業が非課税となる農事組合法人かどうかの判定は、別紙１「農業法人の課税・非課税判定フロー」によって行ってください。

(2) 非課税となる農業の範囲について

①　日本標準産業分類の「大分類Ａ－農業,林業」の「中分類 01－農業」の「011－耕種農業」

②　①の耕種農業に付随すると認められる事業のうち、次の要件のすべてを満たしているもの

ア　当該事業の専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業であること

イ　当該事業に係る収入金額が、①の耕種農業に係る収入金額の２分の１を超えないこと

【参考】

○事業税の非課税の範囲

道府県は、農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十三第一項第一号に掲げる者以外の者を組合員とするものにあつては、政令で定めるものに限る。）で農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項各号に掲げる要件の全てを満たしているものが行う農業に対しては、事業税を課することができない。

【地方税法第 72 条の４第３項】

○非課税分の所得金額の計算

非課税事業、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分して算定するものとすること。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。【地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）　第３章　４の８の４】

(3) 法人事業税の課税標準となる所得金額の算定方法について

別紙２「農事組合法人に係る所得金額の計算書」により所得金額を計算し、総所得金額等をそれぞれの事業に係る収入金額によってあん分して計算した金額

2 申告書添付書類

(1) 所得金額に関する計算書（第６号様式別表５）

(2) 農事組合法人に係る所得金額の計算書（別紙２）

(3) 決算書（貸借対照表、損益計算書）

(4) 法人税申告書別表４（写し）

※(1)において、損金の額に算入した所得税額等がある場合は法人税申告書別表６(１)の写し、農業経営基盤強化準備金積立額等の損金算入額がある場合は法人税申告書別表１２(１３)の写し

(5) 雑益、雑損失等の内訳書

(6) 該当する所得金額の内訳書（任意様式）

※（2）所得金額の計算書の「その他の事業の所得⑨」欄、「土地譲渡益等⑩」欄への計上がある場合に添付してください。

(7) 消費税申告書（第一表・第二表）の写し

※総収入金額に含めないものに消費税がある場合に添付してください。(5 ページ「消費税」参照)

＜（2）の所得金額の計算書の提出が不要な場合＞

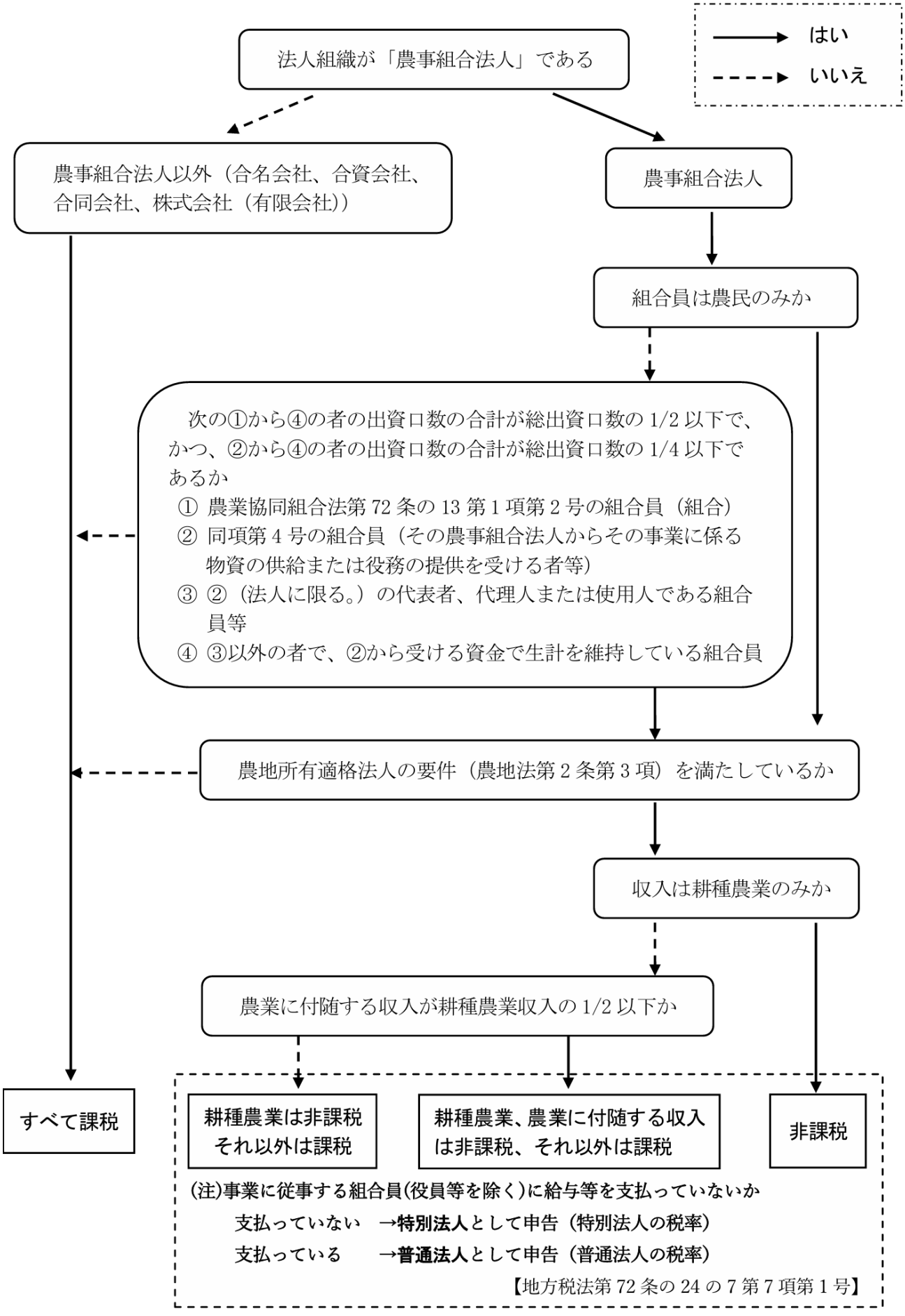
・農業が非課税となる法人に該当しない場合　※その他の添付書類も不要です。

・非課税となる農業のみ行っている場合　※(1)(3)(4)(5)の書類を添付してください。

・農業が非課税となる法人で、農業（非課税事業）と所得等課税事業の全ての収入および経費について区分経理されている場合（**この場合は区分経理による所得計算の明細(任意様式)を添付してください**）

別紙１

農業法人の課税・非課税判定フロー



〈１．農業に付随する事業に係る課税・非課税の判定計算書〉の記載方法

「農業部門の収入金額」欄	日本標準産業分類の〔大分類Ａ－農業,林業〕の〔中分類 01－農業〕の〔011－耕種農業〕に該当する事業に係る収入金額を記載してください。 （１）耕種（米、麦類、穀物、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物及び桑の栽培等をいう。）による収入金額 （２）稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額 （３）耕種の農業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金及び助成金 （４）農産物の減収補填を目的として支払いを受ける農業共済金
「農業に付随する事業の収入金額」欄	自己の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものや、主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して製造・加工を行っているものなどで、これらの事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業と認められない事業で農業に付随すると認められるものに係る収入金額を記載してください。 （１）穀物の脱穀、調製又は植付け、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去など農作業の請負に係る収入金額 （２）自己の設置する共同選果、選別場又は調製施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の、手数料や利用料等 （３）稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額 （４）主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して行う物品の製造又は加工（通常必要最低限の加工を除く）による収入金額 （５）農業に付随する事業に対して交付される公共団体等からの補助金及び助成金 （６）その他農業に付随すると認められるものに係る収入金額
「その他の収入金額」欄	上記以外の事業に係る収入金額を記載してください。 （その他の事業に係る売上額、施設・設備・土地利用料、電柱等敷地料、利子等及び配当等の収入のうち法人税法第 23 条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分以外の金額、償却資産売却益のうち取得価額を超えた部分の金額、還付加算金等）

※ 「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表４）により加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各収入科目の区分に従い、「別表４加算」欄又は「別表４減算」欄にそれぞれ記載してください。

※なお、法人税の修正申告または更正決定により加算または減算された収入金額がある場合には、同様に再計算して計算書を提出してください。

※ 次の場合は〈農業に付随する事業に係る課税・非課税の判定計算書〉（総収入金額）に含めないでください。

受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第 23 条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額
経費の戻入等	（１）各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 （２）一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 （例１）租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含めます。） （例２）償却資産の売却益 ※ただし、取得価額（簿価＋減価償却累計額）を超えた部分は、その他の収入に含めます。 （３）従業員（役員を含みます。以下「従業員等」）の福利厚生としての経費にあてるため従業員等から徴収している収入 （例）従業員等の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 （４）益金の額に算入した仕入割戻額 （５）補助金等（法人税の所得の算定上益金とならない補助金等、並びに 国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関（国または地方公共団体が出資している公共法人・公益法人等に限ります。）から収入した施設整備に関する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金等）※ただし、上記「農業部門の収入金額」欄（３）に記載のある補助金を除きます。また、業務の対価として支払われる補助金は、その他収入に含めます。 （６）保険満期又は解約返戻金 ※ただし運用益がある場合は、その部分をその他収入に含めます。 （７）生命保険金又は損害保険金のうち、事故当事者等又は当該親族等へ支払った金額及び圧縮損等により収益に反映しない金額（損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他収入に含まれます。） （８）債務免除益
消費税	消費税（地方消費税を含む「以下同じ」）課税事業者で、税込経理方式を採用している場合、収入金額に含まれる消費税相当額はその他収入に含みません。この場合、消費税申告書の写しを添付してください。 還付された消費税額はその他の収入に含みません。 ただし、税抜経理方式を採用し、簡易課税制度の適用がある場合で、益金として計上した消費税差額は「その他収入」に含みます。
その他の事業の所得、土地譲渡益等	「その他の事業の所得⑨」欄、「土地譲渡益等⑩」欄に記載する額（下表２．で記載のとおり）はその他の収入に含めません。

〈１．農業に付随する事業に係る課税・非課税の判定計算書〉の記載上の留意点

総収入金額の区分は、この表により(A)農業収入（B)付随事業収入（C）その他収入（D）その他収入に含めない（E）別計算に区分した上で、(A)から(C)に区分されたものを別紙判定計算書の該当欄にそれぞれ収入科目ごとに記載してください。

なお、(D)欄「その他の収入に含まない」及び（E）欄「別計算」に区分されたものは、総収入に含めないため、別紙上段判定計算書には記載不要です。

また、記載されていない収入科目については、この一覧表に準じて計上してください。

	収入科目	農業収入金額 (A)	付随事業 収入金額 (B)	その他 収入金額 (C)	その他収入に 含めない (D)	別計算 (E)
1	米作売上	○				
2	米作以外の穀作農業売上	○				
3	野菜作売上	○				
4	果樹作売上	○				
5	花き作売上	○				
6	その他耕種農業売上	○				
7	畜産農業売上			○		
8	農業サービス業売上			○		
9	園芸サービス業売上			○		
10	耕種農業に係る補助金、交付金等	○（注 1）		○（注 1）		
11	建物、設備等取得に係る補助金等			○（注 2） 支出した金額を超える部分のみ	○（注 2）	
12	農業共済金	○（注 3）		○（注 3）		
13	農作業受託料		○			
14	製造、加工販売売上		○（注 4）	○（注 4）		
15	施設、設備、土地利用料			○		
16	受取利息、配当金			○		
17	満期保険金・解約返戻金			○ 運用益部分のみ	○	
18	保険等の配当金			○		
19	生命保険金 損害保険金			○（注 5）	○（注 6） 支払相当額と相殺されたもの又は圧縮損等により収益反映しないもの	
20	償却資産売却益			○ 取得価額を超える部分のみ	○	

	収入科目	農業収入金額 (A)	付随事業 収入金額 (B)	その他 収入金額 (C)	その他収入に 含めない (D)	別計算 (E)
21	有価証券売却益			○		
22	土地譲渡益等					○（注７）
23	贈与・寄付金・ 受贈益等			○ （軽微なもの）		○（注７）
24	その他事業に係 る所得			○ （軽微なもの）		○
25	各種引当金・準 備金の繰戻額				○	
26	租税還付金				○	
27	還付加算金			○		
28	消費税				○	
29	債務免除益				○	
30	現金過不足				○	

（注 1）耕種の事業に直接関連して交付される減収補填、作付に対する交付金、大口利用者奨励金等は「農業収入金額」に、その他の交付金等は「その他収入金額」に含みます。

（注 2）国又は地方公共団体（これらに準ずる公益法人等の公的機関を含む）から収入した、施設整備に対する補助金・雇用調整助成金・借入に対する助成金等が該当します。ただし、補助の目的のために支出した金額を超える部分は「その他収入」に含みます。

（注 3）減収補填を目的として支払いを受ける共済金以外は「その他収入金額」に含みます。

（注 4）自家栽培の原材料のみを使用して製造、加工を行っている場合は「付随事業収入金額」に含みます。ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造、加工活動に専従の常用労働者を使用するときは「その他収入金額」に含みます。また、別途店舗を構えて販売する場合、原材料を他から購入し製造、加工する場合も「その他収入金額」に含みます。

（注 5）滅失した資産の取得価格を上回る金額、修理費用の実費を超える金額、休業補償、所得補償等の保険金は「その他収入」に含みます。

（注 6）「支払相当額と相殺されたもの」とは、賠償保険金等の内、事故当時者又はその親族へ支払った金額をいい、「圧縮損等により反映しないもの」とは、法人税法上損金算入が認められる収入金額をいいます。

（注 7）土地譲渡益等は、別紙下段の「非課税分の所得金額計算書」の⑩欄に記載し総所得から除いてください。ただし、農業に係る土地譲渡益は非課税であるため計算書⑩に記載する必要はありません。

※この表は一般的な項目について記載したものであり、記載されていない収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

〈２．非課税分の所得金額計算書〉の記載方法

「総所得金額⑧」欄	「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第６号別表５。以下「第６号様式別表５」という。）の「再仮計⑰」欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額に△印を付して記載してください。
「その他の事業の所得金額⑨」	日本標準産業分類〔大分類Ａ－農業，林業〕の〔中分類 01―農業〕とその他の事業を併せて行っている場合は、次の点に留意して記載してください。 ア　区分計算の方法 総所得金額をそれぞれの事業ごとに区分して算定し、その他の事業の所得金額又は欠損金額を⑨欄に記載します。 イ　共通損益按分 区分困難な共通損益金は、それぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分します。 （注）その他の事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微な場合は、「農事組合法人に係る所得金額の計算書」の「その他の収入金額」に記載してください。
「土地譲渡益等⑩」欄	総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した「土地譲渡益等」がある場合は、次により「土地譲渡益等⑩」の欄の金額を算定してください。 土地譲渡益等⑩＝ 土地の譲渡収入 －（取得費及び譲渡費用） （注）営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入がある場合も同様の取扱いとします。ただし、軽微なものは、その他収入金額に含めます。
農業経営基盤強化準備金積立額および農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額⑪	農業経営基盤強化準備金積立額および農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額がある場合、法人税法施行規則別表４(47)欄の金額を記載してください。
「課税標準の基礎となる総所得等（⑧－(⑨～⑪の計）⑫」欄	⑧の欄の金額から、⑨から⑪の欄の金額を減算した金額を記載してください。
「非課税分の収入金額（付随事業が課税の場合①）(付随事業が非課税の場合①＋②）⑬」欄	次の（１）の額又は（１）及び（２）の収入金額の合計額を記載してください。 （１）「農業部門の収入金額①」欄の収入金額 （２）＜農業に付随する事業に係る課税・非課税の判定計算書＞において「農業に付随する事業の収入金額②」欄が非課税と判定された場合は、その収入金額
「総収入金額⑭」欄	④の欄の金額を記載してください。
「非課税分の所得金額等（⑫×⑬／⑭）⑮」欄	⑫の欄の金額に⑬の欄の金額を乗じた金額を⑭の欄の金額で除した金額を記載してください。 なお，この欄に記載すべき金額に１円未満の端数があるときは，これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）た額を記載してください。 また，⑮の欄の金額は，第６号様式別表５の「農事組合法人の農業に係る所得㉑」欄に転記してください。